

日本カトリック正義と平和協議会

〒135-8585 東京都江東区潮見2-10-10

法務大臣 平岡秀夫殿

Prot. SC-JP 11-02
2011年12月21日

日本カトリック正義と平和協議会
死刑廃止を求める部会

法務大臣が死刑廃止をめぐる議論を続け、慎重に問題を扱うと発言されたことを、私たちは高く評価します。この機会に、以前からの私たちの主張を改めて提言致します。

日本カトリック正義と平和協議会死刑廃止部会は、長く死刑廃止を訴えてきました。それは、A) 宗教者として、赦し合いと和解の社会を実現したいからだけではなく、B) 人間の尊厳を大切に、C) 人権を擁護する司法制度の発展と、D) 日本社会の成熟を求めているからです。

私たちが死刑の執行停止と死刑制度の廃止を訴えるのは、「死刑は何も解決しない」と考えるからです。「死をもって報いる」死刑は社会に暴力の精神をそだてるだけであり、犯罪の抑止には決して繋がりません。また国家の名において、第三者の手を汚して行われる死刑は、被害者遺族の真の癒しにも繋がりません。

私たちが、かけがえのない人間の命を奪う権利は誰にもないとも、確信しています。犯罪者の命を奪うことは、犯罪者が人の命を奪った行為の反復であり、これを認めれば、私たちは次の世代に「命を大切に」と語る資格を失うことになるのです。

さらに私たちは、暴力の連鎖を断ち切り、「仕返しの精神」を社会から根こそぎにし、和解の精神の根付く日本文化をこそ大切にしていけるべきであると考えます。和解のためには、加害者が罪を犯した背景や、被害者遺族が一生背負い続ける心理的・社会的困難から眼を逸らさないことが必要でしょう。そして、刑罰の意味を見直し、犯罪者の更生につながる有意義な償い方を見出すことが必要となるでしょう。私たちはあくまでも、自分の犯した罪を認め、反省し、真の謝罪をし、赦しを求める機会を犯罪者に与えること、犯罪者の更生と改心へとつながる、死刑以外の懲罰の方法を見出すことを求めます。

以上の理由から、私たちは次のことを提言します。

- A) 死刑執行を停止し死刑制度について真剣な検討をすること、
- B) 死刑廃止の価値と意味についての国民への啓発すること、
- D) 刑事司法制度の改善すること。

以上3点を切に要求致します。